

新潟県との包括連携協定の締結及びその後の取組

1 概要

新潟県と日本郵便(株)が相互に連携・協力関係を深め、新潟県内に広がる535の郵便局ネットワークを最大限に活用し、県民の皆さまに安心・安全を提供するとともに、新潟県をさらに盛り上げて元気で活力のある新潟県づくりに貢献することを目的に、2018年9月4日(火)、新潟県と日本郵便株式会社との包括連携協定を締結。

本協定締結を受け、今後、項番2の具体的な取組を実施。

2 包括連携協定による協力事項

「地域・暮らしの安全・安心に関すること」、「災害対策に関すること」、「産業振興・雇用創出に関すること」及び「その他県民サービスの向上、地域の活性化等を図るための施策に関すること」の4項目を協力事項とし、具体的取組事項について、全28項目を設定し展開。

なお、詳細については、別紙のとおり。

おって、今後、新たな取組事項が生じた場合は、その都度、新潟県と協議の上、決定する。

3 取組対象郵便局

新潟県内535局(簡易郵便局は除く)

4 社員周知

本協定内容について、支社からの指示文書発出後、各郵便局において社員周知を実施。

なお、具体的取組事項については、施策実施の都度、関係社員に対して説明のこととする。

5 日本郵便と他県との協定締結状況(参考)

No	県名	協定締結日	No	県名	協定締結日
1	千葉県	2014年10月3日	16	鳥取県	2018年2月21日
2	滋賀県	2016年5月30日	17	愛知県	2018年2月26日
3	石川県	2017年3月22日	17	福井県	2018年2月26日
3	茨城県	2017年3月22日	19	富山県	2018年3月1日
5	宮崎県	2017年7月20日	20	岐阜県	2018年5月17日
6	北海道	2017年9月4日	21	長野県	2018年7月3日
7	宮城県	2017年9月26日	22	徳島県	2018年7月10日
8	鹿児島県	2017年10月12日	23	新潟県	2018年9月4日
9	熊本県	2017年10月18日			
10	栃木県	2017年12月20日			
11	埼玉県	2017年12月26日			
12	島根県	2018年1月9日			
13	山梨県	2018年2月1日			
14	群馬県	2018年2月6日			
15	福島県	2018年2月14日			

新潟県と日本郵便株式会社との包括連携協定具体的取組事項

協力事項	実施内容	
(1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること	<p>ア 局外活動時における子ども見守り活動の展開等 → 局外活動従事者の郵便局長等による可能な範囲での声かけ運動を実施。また、局外活動従事中、可能な範囲で子どもの何らかの異変に気付いた際は、別に定める連絡先に情報提供します。</p>	
	<p>イ 高齢者等見守り活動 → 局外活動従事中、可能な範囲で高齢者や介護者の異変に気付いた場合に、別に定める連絡先に情報提供します。 (日本郵便側における守秘義務に係るものを除く。)</p>	
	<p>ウ 認知症の方や家族を支える地域づくりへの協力 → 認知症サポーターの取得に努め、認知症に方やその家族に適切に対応できるようにして安心を提供します。</p>	
	<p>エ 道路の異常や土砂崩落等を発見した際の情報提供 → 局外活動従事中、可能な範囲で道路施設(交通信号機や道路標識を含む)の異常や土砂崩落を発見した場合に、別に定める連絡先に情報提供します。また、冬期における局外活動従事中、可能な範囲で雪崩発生や吹雪の発生を感知した場合に、別に定める連絡先に情報提供します。</p>	
	<p>オ 住民の安全・安心の確保に向けた、カーブミラーや街路灯設置必要箇所の情報提供 → 局外活動従事中、可能な範囲でカーブミラーや街路灯の設置の必要性を感じる箇所を発見した場合に、別に定める連絡先に情報提供します。</p>	
	<p>カ 冬期降雪による倒壊危険家屋等の情報提供 → 冬期における局外活動従事中、可能な範囲で積雪による家屋倒壊等の危険があると感じた箇所を発見した場合に、別に定める連絡先に情報提供します。</p>	
	<p>キ 特殊詐欺等の消費者被害防止に係る取組 → 特殊詐欺被害等の消費者被害防止のため、窓口等への注意喚起ポスター等の広報啓発物の掲出や、高額な現金払戻しや送金の際の顧客への声かけ等を実施します。</p>	
	<p>ク ハッピー・パートナー企業への登録等 → 仕事と生活の両立を積極的に応援し、働きやすい環境づくりを推進するため、「ハッピー・パートナー企業」への申請を行い、女性活躍の推進に取り組みます。</p>	
	<p>ケ 郵便局(郵便・物流)の見学、体験学習への協力 → 前島密記念館(上越市)の見学や新潟郵便局(見附市)等における体験学習を積極的に受け入れます。</p>	
	<p>コ 手紙文化の振興に向けた取組、手紙ワークショップの開催 → 手紙文化普及のための教材を提供したり、小学校等を対象に手紙書き方教室を開催します。また、児童館や公民館などにおける生涯学習・文化サークルのメニューとして、絵手紙や塗り絵などの手紙ワークショップを開催します。</p>	
	<p>サ 「交通安全対策の推進」への連携 → 交通安全運動等における広報活動に協力するほか、「新潟県交死交通事故多発警報」発令時等においては、可能な範囲で郵便局窓口等における交通事故防止注意喚起の呼びかけや郵便局社員に対する交通事故防止に係る注意喚起を行います。また、郵便局窓口等において、可能な範囲で高齢者に対する交通事故防止に向けた注意喚起を行うほか、局外活動従事中、通学児童に対する交通事故防止に係る注意喚起を行います。</p>	
	(2) 災害対策に関すること	<p>ア 防災士の資格を有する郵便局長等による支援 → 防災士の資格を有する郵便局長によるハザードマップや防災マップ作成を支援し、災害による被災の低減に貢献します。また、郵便局長等が、可能な範囲で防災訓練に参加し、防災・防火意識向上に寄与します。</p>
		<p>イ 災害発生時の郵便局に配備されている「災害用備蓄食料セット」の無償提供等 → 郵便局に配備されている「災害用備蓄食料セット」を、社員の生命に影響のない範囲で無償提供等します。</p>
<p>ウ 帰宅困難者等の一時避難場所としての施設の提供 → 災害による帰宅困難時や、自宅が倒壊等した被災者の避難先として、郵便局の会議室等を提供します。</p>		
(3) 産業振興・雇用創出に関すること	<p>ア 障がい者雇用の推進 → 新潟県内の郵便局において、障がい者雇用の促進、確保に取り組みます。</p>	
	<p>イ シンガポールからASEANへの新潟県物産品の展開 → 郵政のグループ会社であるトール社の物流網を活用し、新潟県の特産品を海外に向け配送します。また、海外での物産展開催を支援します。</p>	
	<p>ウ 県産品の流通・販路拡大、6次産業への支援・協力 → 郵便局でのカタログ販売や郵便局ロビーの空きスペースを活用したフロン販売、地域の特産品を集めた物産展開催の支援により、販路拡大に貢献します。</p>	
	<p>エ 新潟県の特産品満載のカタログの企画・販売 → 県産品の認知度向上のため、新潟県の特産品を取り集めたオリジナルカタログを企画・販売します。</p>	
	<p>オ 新潟県内の企業・市区町村様の物流をサポート → 商品の保管・管理から梱包作業、お届けまでの物流業務をワンストップで提供していることから、新潟県内の市区町村等の物流業務をサポートすることが可能。国内販路の拡大と併せて、物流業務の効率化にも貢献します。</p>	
	<p>カ 新規雇用の創出・U・Iターン者の中途採用雇用等 → U・Iターンフェア等に積極的に参加し、引き続き新規雇用の創出に努めています。また、JP金融アドバイザーの中途採用や郵便配達の間接雇用社員の雇用においてU・Iターン者の採用にも協力し、新潟県内への定住人口の増加に貢献します。</p>	
	<p>キ 若年層の雇用創出 → 地元の郵便局に採用する一般職新卒採用の取組強化のため、地域の郵便局が地元の高校と良好な関係を築き、若年層の雇用創出に貢献します。</p>	
	<p>ク 新潟県匠の全国発信！！(首都圏における伝統的工芸品等のPR) → 首都圏にあるイベントスペース等を活用した新潟県の特産品・名産品の全国発信を支援します。</p>	
	(4) その他県民サービスの向上、地域の活性化等を図るための施策に関すること	<p>ア 環境保全への取組 → 外務社員を対象としたEco安全ドライブの社内コンテストを実施し、環境保全に対する意識の醸成に努めます。</p>
<p>イ 不法投棄を発見した際の情報提供 → 局外活動従事中、可能な範囲で不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合に、別に定める連絡先に情報提供します。</p>		
<p>ウ オリジナルフレーム切手等の企画・販売、絵入りはがきの提供 → 新潟県の名所や風物等を紹介したオリジナルフレーム切手等を企画・販売します。また、オリジナル絵入りはがきを作成し活用いただくことで、新潟県のPRに貢献します。</p>		
<p>エ QRコード付ステッカーを郵便ポストに貼付した新潟県の魅力発信(インバウンド観光PR) → 新潟県の観光情報Webサイト等が閲覧できるQRコード付ステッカーを新潟県と協同で作成し、県内のポストに貼付。郵便ポストをアンテナに新潟の魅力を発信。また、新潟県内におけるインバウンド観光PRにも貢献します。</p>		
<p>オ 佐渡金銀山の世界遺産登録実現に向けた協力 → 郵便局ロビーへのポスター等の掲出のほか、窓口ロビーでのパネル展を開催するなど、佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた誘致活動に協力します。</p>		
<p>カ 郵便局内への新潟県の各種広報物の掲出等 → 新潟県の各種広報物の郵便局への掲出等により、県の広報活動に協力します。</p>		

新潟県と日本郵便株式会社との包括連携協定に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携・協力関係を深め、県民サービスの向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携・協力する。

- （1） 地域・暮らしの安全・安心に関すること
- （2） 災害対策に関すること
- （3） 産業振興・雇用創出に関すること
- （4） その他県民サービスの向上、地域の活性化等を図るための施策に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の実施体制）

第4条 甲及び乙は、本協定を実施するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し入れのないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによる。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月4日

甲：新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県
新潟県知事

花角英世

乙：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山邦男